

お詫びと訂正

当協会監修の書籍『自分でできる！身内が亡くなった時の手続・事前の備え』の中に以下のような誤りがございました。

読者の方々に深くお詫びすると共に、訂正いたします。

2018年4月20日

(財)日本相続カウンセル協会

<21頁 1～3行目>

誤 ただし、遺族年金の請求の際などは、死亡診断書のコピーでは使用できないため、「死亡届の記載事項証明書」の交付が必要です。

正 たとえば、遺族年金の請求の際などは、死亡診断書のコピー（または死亡届の記載事項証明書）を提出します。

（説明）遺族年金の提出書類として死亡診断書のコピーも可能のため訂正いたしました。

<29頁 14行目>

誤 葬儀の形式による

正 葬儀の形式による

<74頁 必要書類の表>

誤

① 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付)	年金事務所の窓口でもらえます。 (記入例→75ページ)
② 年金手帳	亡くなった方と請求人の両方が必要
③ 年金証書・恩給証書	受給権があるもの全てを提出
④ 世帯全員の住民票	世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの
⑤ 住民票の除票	死亡した日以降のもので、世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの
⑥ 請求人の収入が確認できる書類	課税（非課税）証明書、源泉徴収票等
⑦ 死亡診断書	死体検案書等のコピーまたは死亡届の記載事項証明書でも可
⑧ 請求者名義の預金通帳	請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要

正

① 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険遺族給付)	年金事務所の窓口でもらえます。 (記入例→75 ページ)
② 年金手帳	亡くなった方と請求人の両方が必要
③ 年金証書・恩給証書	受給権があるもの全てを提出
④ 戸籍謄本(記載事項証明書)	亡くなった方との続柄及び請求人の氏名・生年月日の確認のため。受給権発生日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの
⑤ 世帯全員の住民票	世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの
⑥ 住民票の除票	死亡した日以降のもので、世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの
⑦ 請求人の収入が確認できる書類	課税(非課税)証明書、源泉徴収票等
⑧ 死亡診断書	死体検案書等のコピーまたは死亡届の記載事項証明書でも可
⑨ 請求者名義の預金通帳	請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要

(説明) 遺族年金の請求の際に必要な書類として戸籍謄本(記載事項証明書)を追加いたしました。

平成30年税制改正に伴い、関連する次の項目について補足いたします。

【遺産の名義変更】 不動産の相続登記における登録免許税について

<119 頁>

これまで、相続した土地の登記をしないため持ち主不明の不動産が増えてしまいました。こうした状態を回避するために、平成30年税制改正により、相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合、新たに登記をする者の登録免許税が平成33年3月末日迄の間、免税となります。

【相続税の申告と納付】 小規模宅地等の減税特例(通称“家なき子”の特例)

<137 頁>

通称“家なき子”の特例について、平成30年税制改正により、これまで3親等の親族および特例関係法人にも特例が適用されていましたが、今後は対象外となりました。また、過去に自己所有の住宅でなかったことも新たに条件となりました。